

令和4年（2022年）6月30日
総務委員会資料
総務部防災危機管理課

令和3年度

中野区職員倫理条例の運営状況の報告について

中野区職員倫理条例第11条の規定により、運営状況を報告する。

中野区長 酒井 直人

中野区職員倫理条例第11条に規定する運営状況の報告として、公益通報及び不当要求行為の運営状況について、下記のとおり報告する。

記

1 運営状況の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 報告内容

(1) 中野区職員倫理条例第6条（公益通報）について

ア 公益通報の件数 1件

イ 公益通報の概要

令和4年1月26日に開催された「OneUp↑チャレンジ」発表会の発表者に対する人事評価について、地方公務員法が定める公正な人事評価の規定に反して、違法または違法のおそれがあるのではないかと報告された。

ウ 中野区法令遵守審査会の報告の概要

明らかに違法とまでは指摘できないものと思料されるが、人事管理の新基礎となるべき人事評価において、いたずらに疑義、疑念を抱かせるようなことがあってはならないことはいうまでもないことである。人事評価に関する決定、変更等については、その決定過程の更なる透明性を高めると共に、内容についてより適切な時期に、より適切な方法により更なる周知を図るべきである。

エ 区長が講じた措置の概要

所管する総務部長に対して、職員の人事評価制度における評価のあり方について、誤解を招かないよう適正に行うことを指示した。

(2) 中野区職員倫理条例第8条（不当要求行為）について

不当要求行為等の件数 0件